社会的養護における生育情報管理をどう考えていくべきか ----ケアリーバーへの制度的問題として¹⁾

How to Manage One's Own Fostering Records in Orphanages

: Considering Institutional Matters for Care Leavers

壁谷 彰慶 KABEYA Akiyoshi

要約 社会的養護児童に関する生育記録は、児童のアイデンティティ形成に実質的に貢献しうることから、今後ライフストーリーワークなどのとり組みのなかで積極的に活用されていくことが期待されている。しかし、生育記録保管について統一的な制度が十分に整備されていない現状は、そうした活用に不都合であるとの声が、実地の支援者からあがっている。とはいえ、そもそも当該記録をそのように活用することについては、記録目的や記録内容の性質上、開示と保管に関して配慮を要するいくつかの論点が存在する。それゆえ制度改善を推進するには、そうした論点を配慮しつつ、支援者側で制度改善の必要性を説得的に提示しておくことが望ましい。以下では、とりわけケアリーバー(措置解除者)のための情報提供に主題を限定し、論点整理を試みたうえで、そうした制度改善の根拠となる必要性をどのように考えていけばよいのかについて、「権利」という観点から方向性を探る。

1 導入:社会的養護児童への生育情報の問題と考え方

「社会的養護」とは、諸事情(虐待からの保護や非行に対する補導)により、家庭で適切な養育が受けられない子ども(「要養護児童」)を、行政(国、自治体)や民間の支援によって養育する仕組みのことである。養育の形態には、施設養護と家庭的養護(里親制度)とがあり、年齢、心身状態、境遇などの諸要因によって、対応や管轄・施設は細分化されている。我が国の社会的養護児童の現員 4万6千人(2016年1月調べ)のうち、3万人が公立・民間の施設で生活している現状にあるが、厚労省の方針としては、近年では家庭的養護を中心とした対応にシフトしていくとされている。

社会的養護児童のうち、例年 7 ~ 8 割が高等学校卒業年齢の18歳になる年度末で施設を出所したり里親との生活を離れたりする現状にあるが、そうした年齢で「ケアリーバー」(日本語では「養護経験者」や「措置解除者」とも称される)に自立を強いることの問題がたびたび指摘されている 2 。

たとえば、社会的自立の第一歩となる就職活動や住居の賃貸契約手続きにおいて、保証

 $^{^{1)}}$ 本稿は、2016年11月26日に行われたJaSPCANおおさか大会におけるシンポジウムS-64「社会的養護における記録保管とアクセス支援~ケアリーヴァーへの支援も視野に入れて~」における発表内容(「ケアリーバーにとっての生育情報管理をどう考えていくべきか——生育情報管理に関する公的制度改善に向けて」)を部分的に論文化したものである。発表準備にあたり、徳永祥子(日本財団)、阿久津美紀(日本学術振興会特別研究員・学習院大学)、笠松聡子(国立武蔵野学院)の登壇者三氏との打ち合わせ、および、子どもの権利に関する大江洋氏(岡山大学)による助言から多くを学ばせていただいた。各氏に感謝申し上げる。但し、本稿の文責は不備を含めて執筆者にあることを断っておきたい。

人として頼れる身寄りがいないことや、就職につながる学歴や知識や専門技能を得るための学費をまかなう金銭的余裕がないことから、当人の人生のあり方が、同等の年齢の若者に比べ、大幅に制限されたり、望んでいないあり方を強いることになりやすいからである。そうした経済的不都合や社会生活上の不都合に加えて、ケアリーバーは一般に「自己情報」に関して固有の困難を経験しやすいことも指摘されている。

一般家庭で育てられた人にとって、自身の出自や生育履歴に関する自己情報は、自然に獲得されるものであり、その意義は自覚しづらい。しかしそうした情報は、人間関係の捉え直しに貢献し、自己肯定感や人生の意味付けに大きく寄与している (c.f. 壁谷 (2016a))。にもかかわらず、現状の社会的養護の仕組みでは、施設養護を経たケアリーバーにとって、そうした自己情報に接することは困難である。施設や里親の移転を繰り返したために自分の生育過程を継続的に見守ってきた人物が元から存在しなかったり、存在していても当時の施設から異動していたりすることがあり、また、施設に残された生育記録が制度上の理由により処分されていたりするといった事情により、自身の生育情報にアクセス不可能な状態を強いられることが少なくないからである。さらに、記録保管に関する事情以前に、開示請求に応答する制度も不整備であるため、仮に生育情報の記録が物理的に提供できるかたちで完備されていたとしても、対応のあり方は施設や里親の裁量に委ねられることになり、個々の養育者側への責任負担が増えることにもなる。

記録保管および開示請求についての制度的不備には多々の要因が考えられるが、主たる要因は対象情報が基本的に個別的かつ事後的に判明することにある。ケアリーバーにとって措置解除後にいかなる生育記録が必要になるのかは、当事者個々人や個々の状況においてさまざまである。それゆえ、記録保管すべき情報がなんであるのかは、一般論によって汲み尽くすことは難しく、たいてい事後的に、当人からの開示請求を受けてから判明することになる。

さらに、別の要因として、社会的養護児童にとっての生育情報の意義は多面性をもち、その記録保管に求められる役割に額面以上の事柄が読み込まれやすいことが挙げられる。生育記録保管にはその表現が意味する事柄以上の役割が期待されやすいのである。社会的養護児童は、一般家庭で育った人たちに比べて、社会的養護児童は理不尽な仕方で多くの生活上の不都合に遭遇している。そうした不平等の是正を社会的養護の務めとして考えるならば、一般家庭で育った「非ケアリーバー」と同程度の生育記録――写真や日記や手紙など――をケアリーバーに提供しなければならないことになる。だが、前述のとおり、社会的養護児童にとっての生育情報の必要性は、社会生活上の理由だけでなく、当人のアイデンティティに関わる心理的影響にも由来している。多くの社会的養護児童は、非ケアリーバーであれば日常生活で肉親や親しい人たちから自然と得てきた情報を欠いており、アイデンティティが関与する心理状態に不備があると考えられるからである。この点を重視するならば、「社会的養護児童に必要な生育情報」は、写真や日記などの生活記録にとどま

²⁾ 社会的養護においては、必要に応じて20歳未満のあいだは施設養護や家庭的養護を受けられることになっているが、「児童」が18歳未満と定義されていることもあり、毎年、全体の7~8割程度を占める大半の児童が18歳になる年度末、つまり高校卒業時点で施設を出所したり里親との生活を離れる現状にある。しかし、本文で述べたような問題をふまえ、20歳まで退所時期を延長できる措置も用意されている(厚生労働省(2014))。なお、本稿で言及されているインターネット上の資料は、すべて2017年1月6日時点で閲覧可能である。

らず、非ケアリーバーが生育過程で自然と得てきた情報まで含んで理解されることになる。 しかし、私見では、この理解は生育記録保管の本来の主旨を超えた過剰な期待に基づいて おり、それに従って制度化を目指すならば、制度の実装化を遠のかせる結果になる。生活 内で自然と得られてくるべきだった情報は、それが特定される状況や様態が不定であり、 それらをすべての社会的養護児童に対して一律の制度下で、将来の措置解除時に提供でき る仕方で記録保管していくには、資金、労力、設備、時間などに無尽蔵のコストを背負う ことになり、現実的な対応を放棄した理想論に陥ってしまうからである。「生育記録保管」 に(しばしば)読み込まれるこうした理想論が現実的対応との間に生んでいる解離が、制 度化を阻む第二の要因であると考える。

以上をまとめれば、社会的養護児童の生育記録保管の制度的不備の主な要因には、対象情報が個別的・事後的に判明するため一般論で汲み尽くすことが困難であること、また、「生育記録保管」の意義が過剰な要求のもとで理解されうることとの、二つが考えられる。これら二点は、記録保管の対象情報が曖昧であることに由来している事柄である。さらに第二の点の曖昧さに関して言えば、背景にあるのは記録保管の必要性に多義的な解釈の余地が残されていることであった。よって、生活記録保管の制度化のために現段階で重要なのは、記録保管の対象情報はなんであるのかを、記録保管の必要性の根拠(なぜそれを記録保管すべきなのか)とともに確定しておくことが重要である。この作業は、単に児童にとって「重要」であるだけでなく、記録保管が「必要」な生育情報の存在を明示することになり、記録保管制度の改善要求に説得性を与えることに貢献する。

そこで以下では、記録保管が現にケアリーバーに対してどのような意義をもっているのかを制度的問題とともに概観したうえで、「記録保管が必要な生育情報」をどのような根拠のもとで明確化すればよいのかを考える。

2 ケアリーバーへの情報提供の意義と制度的問題

二つの事例紹介を通して、ケアリーバーへの情報提供に関する論点を確認することにしよう。

[事例1] ある少年は、複雑な家庭環境で生まれ、乳児院の段階から社会的養護を受けて育つ。児童福祉施設に移管後は問題行動を重ね複数の施設を転々とし、最終的に児童自立支援施設で過ごす。措置解除時には、地方都市での就職が決まった。児童自立支援施設を離れるさい、施設のある職員が、彼の生活してきた諸施設に連絡をとり、写真や日誌などの生育記録を個人的に収集し、記念品としてまとめ本人に寄贈したところ、とても喜んでいた。(現場職員の経験談から再構成)

[事例 2] ある男性は、昭和43年に出生後、乳児院に措置され、養護施設(現児童養護施設)に移管され、中学卒業後、建設会社などの四つの職場を転々として計17年間就労する。平成22年に生活保護受給を開始し、特例福祉アパートに入所する。平成23年、生活保護担当者が男性に知的発達の遅れを感じたため、就労支援のために愛護手帳の受給を勧めようと、男性の生育歴を児童養護施設に問い合わせるが、公文書取扱いに関する市の条例に従い、生活指導記録は30年で破棄されていた。しかし、生活保護担当者が、当時の児童養護

施設職員二名に個人的に連絡をとり、学業生活や身辺自立など男性の当時の日常生活の様子を聞きとり、証言書を作成・提出することで、愛護手帳の取得に至った。(こどもサポートネットあいち(2013)より抜粋)

論点1. 分散管理と制度の不統一

まず、二つの事例に共通してうかがえるのは、生育情報管理に関する制度的な不備であ る。社会的養護の実施形態には大きく分けて施設養護と里親養護とがあり、さらに施設養 護は、児童の年齢、心身状態、境遇などに応じた配慮ができるように管轄・施設は細分化 されている³⁾。児童の居所は、社会的養護開始時に児童相談所(H28年度調べでは全国に 209機関が存在)を介して行われるが、そのあとの居所も一箇所ではなく、児童の年齢、 素行、実親との関係の変化などの諸事情により、別の施設や形態に移管されたり、実親と の生活を復帰したのち社会的養護を別の施設や形態で再開したりするといったことは少な くない。それゆえ、一人の児童について社会的養護の過程で記録される生育記録は、一箇 所で連続的に保管されているとは限らず、ある時期に限定した断片的なかたちで複数の施 設や里親に分散していることがかなりある。そうした場合、各施設ごとに保管方法や保管 期限が不統一であることから、「事例1〕のように一人の児童の生育履歴を収集するのに 職員は相当の労力を強いられ、施設側も申し出に対してその場限りの特別の対応を迫られ ることになる。さらに、「事例2]のように、保管期限を経過した後で開示が必要になる 場合があり、期限を設定すること自体を問題視する声もある4。とはいえ後者については、 当人や支援者が記録保管期限を知らされないまま破棄を迎えてしまった事実も無視すべき ではない。生育記録保管期限について統一的な制度が確立していれば、破棄前に何らかの 対応がとられたかもしれないからである。

論点2. 対象情報の多様性

もう一つ、双方の事例の相違として読みとるべきは、生育情報の記録保管の意義(開示請求の目的)と対象情報の多様性である。[事例1]で登場する生育情報は、自身の生育履歴に対する児童の肯定的な感情を強化し、当人の人間らしい生のあり方に貢献する、人生の質(QOL)に主に関わるものである。たとえば、施設生活で経験したイベント時の思い出となる写真、手紙、日誌などである。しかし、その情報提供が、当人の生活水準に直接的な影響を及ぼさないという点では、社会的養護の責務の範囲に含まるか否かについて議論の余地が残される。その点で、この事例でなされているのは児童のことを配慮した施設職員による自主的な(ボランタリーな)支援であると言うことができる。他方で、[事例2]で生育情報の開示が必要とされたのは、当人の生活水準に関わる社会制度にとって

³⁾ 国内の社会的養護関連施設(施設数、現員数)は以下の通り(c.f.厚生労働省(2014)):児童養護施設(602施設、27,828人)、乳児院(134施設、2,939人)、情緒障害児短期治療施設(43施設、1,358人)、児童自立支援施設(58施設、1,397人)、母子生活支援施設(243施設、5,766人)、自立援助ホーム(123施設、486人)、児童家庭支援センター。

⁴⁾ なお、この調査報告書によれば、社会的養護等に入所する当事者の生育歴が30年で抹消される現状は、「人権侵害」であるとされている。だが、そうした仕方で「権利」に訴えることは、後述するように多くの問題を巻き込むことになる。「権利」は規範性と普遍性を強く担った概念であり、慎重に用いなければならない。

の重要性からである。このように、生育情報の開示請求は、当人の心理面にもたらす意義 のみに由来するのではなく、安定した生活を営むための社会制度上の必要性にも由来する こともある。厳密には生育情報とは言い難いが、児童の来歴に関する情報まで広げて提供 対象を考えるならば、心身状態や病歴を示す記録以外にも、肉親に関する情報や虐待記録 などもこの種の情報に含まれよう。

また、開示請求の「対象情報」という観点を離れれば、社会的養護のなかで関わる「記録」にも多様性があることを加味すべきだろう。日誌や面会記録などの社会的養護内で生成する記録だけでなく、母子手帳や家族構成などの社会的養護に先行する場所から移管される記録(家から来る記録)や、措置理由や住民表などの公的記録(児童相談所から来る記録)、家族や当人などに関する裁判記録(家裁から来る記録)、などである。私見では、現状の社会的養護のなかでは、こうした多様な「記録」のいずれも開示請求の対象となりうる可能性は排除されていない。適切な開示請求とはどのような場面であり、どこまでの情報を開示することが許され、また、どこまでを開示すべき(するのが望ましいか)かについて、制度的制約も共通了解も存在していないように見えるからである。すると、前段落で見た開示の意義(開示請求の目的)の多様性を踏まえるならば、それらあらゆる情報のいずれに対しても、じっさいに開示請求がなされる可能性は多いにあり、それゆえ記録保管の対象となることもありえよう。

よって、二つの事例を用いて確認されたのは、次のことである。わが国の現状の社会的養護では生育情報は諸機関に分散管理されており、統一的制度が不在であることや、保管期限が定められていることの問題がある。また、生育履歴の開示請求に期待される意義は多様性があり、社会的養護のなかで保管されている「記録」も多様性がある。したがって、現状は、一方では制度の不在ゆえにさまざまな不都合が指摘されており、他方では生育情報の記録保管の意義の多様性を受け入れつつ、保管対象となる生育情報の内実を不定にしていることになる。1節で述べたように、この両側面は強く相関している。制度が不在であるのは、「何を」扱う制度なのか、つまり対象情報の内実が不定だからである。そして私見では、その不定性は、「なぜ」それを扱う制度が「必要」なのか、つまり生育情報の記録保管の「必要性」が曖昧にされてきたために生じており、さらにその曖昧さは、記録保管の「意義」がもっぱら重視されてきたことに起因している。記録保管の「必要性」は、その「意義」とは別だからである。「事例1」で見たように、生育情報の中には、記録保管の意義は確かにあるが、記録保管が必要〈ではない〉情報はたくさんあるだろう。そうした情報は捨象し、記録保管の意義だけでなく必要性ももつ情報に限ることで、規定される対応を明確にし、制度化への推進力を増すことにもなるからである。

そこで、記録保管制度を準備するにあたり、第一に記録保管の「必要性」について共通 了解をとり、そのうえで対象情報が何であり、それをどのように保護するのかについて具 体的制度を策定していくことが適切であると考える。以下、記録保管の「必要性」を、「権 利」という観点から捉え直し、根拠と内実を考えてみたい。

3 生育情報を記録保管してもらう「権利」とは何か(どう考えるか)

社会的養護期間を終えたケアリーバーに関する生育情報を、将来の彼らの開示請求をふまえて記録保管しておく「必要性」は、彼らの「権利」の問題として捉え直すことができ

る。社会的養護の側でそうした対応をなす必要性は、「権利」が含意する「義務」と見なせるからである。では、それはケアリーバーのどのような権利なのだろうか。大きく分けて二つの理解の方法がある。一つは、[A] 法制度で流通している既存の「権利」として理解する方法、もう一つは、[B] 新規の「権利」として、権利概念の一般的要素に依拠しつつ理解を与える方法とである。前者の候補として、①自己情報コントロール権、②子どもの権利、③その他の権利(子どもの成長発達権、自律権など)があげられる。後者については、④「権利」不利益からの救済と、⑤不平等の是正、という二つの側面から検討してみたい。

(1) [A]-①自己情報コントロール権

自己情報コントロール権とは、「プライバシー」概念の一解釈として登場した発想であり、自己情報の収集や公開などについて情報主体が能動的に関与する制度的な余地を意味する。この発想によれば、ケアリーバーにとって、自己の生育記録は自己情報の一部であるのだから、その開示請求は正当に応えられるべきものであり、そのためには社会的養護の最中――「インケアin-care段階」――での生育情報の記録管理がなされることも正当な要求と見なされることになる。じっさい、開示請求権に関しては、多くの自治体で公文書に対して保護される方向にあり、公立学校や公立病院などに保管された公文書の本人開示請求権を認める判例が確認されている(c.f.皆川(2002、2010))。

この考えに訴えたとき、一つの論点となるのは、生育情報の収集過程を含めた記録保管についてのあり方である。というのも、記録保管されうる自己情報の中には、当人が自己アイデンティティの内に含むことを拒否するものがありが、自己情報コントロール権に従うならば、事前にそうした情報は収集対象から除外されるか、事後的に「収集されるべきでなかったもの」として消去しなければならないことになるからである。しかし、前者に関しては、生育場面で養育者が接する児童の身辺情報のうち、当人のアイデンティティのうちに含まれる情報が何であるのかをある時点で確定することは不可能であり、実現が見込めない対応であることが指摘できよう。その内容が将来変化する余地は常に残されるからであるが。よって、自己情報コントロール権に依拠して生育情報記録保管の必要性を理解するならば、情報削除権(忘れられる権利)も一定のかたちで認めなければならなくなるだろう。

また、もう一つの論点は、自己情報の集約管理の是非に関わっている。昨今では個人情報を集約管理に伴うリスクが危ぶまれ、社会的に分散管理が好まれる方向にある⁷⁾。もし、すべての生育情報が当の児童に紐付けられ、複数の移管先をまたいだ児童の生育情報もすべて一元的に辿れる仕方で管理されていれば、収集の利便性は高まるが、現員の(インケア段階の)社会的養護児童やケアリーバーの意に反した収集や、養育者の当座の職務上の

⁵⁾ たとえば池上(2015)は、施設養護を終えたあと、施設養護者としてのアイデンティティとは別に、大学卒という新たなアイデンティティを獲得することの利点を指摘している(109-112頁)。これはアイデンティティの刷新を推奨する見解とも言えよう。

⁶⁾ 元々「プライバシー」概念の分析として「自己情報コントロール権」という発想に訴えることに対しては、「(自己)情報」に対する操作に訴えている点で、「プライバシー」概念に原初的に含まれうる「放っておいてもらう権利」の要素を汲み尽くせていないことが指摘されている(土屋・大谷(2014)、93-94頁)。
7) 2015年に施行されたマイナンバー制度に対し、わが国で呈された反感を思い出されたい。

必要性以上の収集を容易にするという点で、児童のプライバシーが脅かされる可能性も高まるだろう⁸⁾。

それゆえ、集約管理についての是非や、管理方式に関する児童自身の裁量の余地について考える必要が生じることになる。

(2) [A]-②子どもの権利

「子どもの権利」とは、国連で1989年に採択された国際条約「子どもの権利条約」に由来する概念であり、児童の生育情報(とくに出自情報)を「知る権利」の根拠として、しばしば第7条と8条の条文が援用される⁹。具体的には、第7条の「できる限りその父母を知る権利」¹⁰と、第8条の「身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利、不法に奪われた場合に回復するための援助・保護を受ける権利」とである。以上の「権利」を生育情報管理制度の推進論拠とすることには、少なくとも二つの論点が存在する。

第一に、ケアリーバーに有益な制度を推進するさいの有効性である。ケアリーバーは18歳以上の、社会的養護児童であることを終えた人たちであり、「子ども」ではない。よって、「子どもの権利」を推進論拠とするならば、インケア段階での対応に限った制度化を目指すことになる。つまり、現在インケア段階にある社会的養護児童の生育情報管理に限定した制度を推進する論拠にしかならず、現在すでに措置解除されているケアリーバーは、その制度の直接的な対象から除外されることになる¹¹⁾。

第二に、これらをケアリーバーに対して適用するとき、条文内のいくつかの表現と抵触 するように見えることである。そうした表現の一つは、第7条の「できる限り」という例

⁸⁾ ソローヴ (2013) は自己情報の「集約」の問題を次のように説明している。「集約は、予期せぬ仕方でデータを組み合わせ、従来だったらたやすく知ることができなかった個人についての事実を明らかにする可能性がある……。人々はさまざまな状況で情報の断片を渡すが、これらの情報はそれぞれの文脈の中で彼ら自身についてごくわずかな事実を明かすだけにすぎない。……しかしながら、これらの断片を統合すると、集約した者はその個人の生活についてはるかに多くの知識を得ることができる(163頁)」。

⁹⁾ 条文は以下: 〔第7条〕 「1. 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。2. 締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1の権利の実現を確保する」。 〔第8条〕 「1. 締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含む身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。2. 締約国は、児童がその身元関係事項の一部または全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える」。 http://www.unicef.or.jp/about unicef/about rig all.html#1

¹⁰⁾ 正確な表現は「できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利」である。なお、第7条がこの文脈で関わるのは、もっか主題としている記録保管の対象となる生育情報には、実親に関する情報も含まれるからである。

これと同等の考え方は、生殖補助医療で生まれた児童に関してしばしば争点となる「出自を知る権利」にも適用されると考える(c.f.才村(2008)、歌代(2012)、非配偶者間人工授精で生まれた人の自助グループ(2014))。その「権利」を是認する制度が施行されたとしても、権利が是認されるのは制度施行後に誕生した該当児童であり、施行以前に誕生した児童に対しては対象外とされるのが順当な筋道であり、彼ら・彼女らに対しては別の論拠や措置を考えるのが適切な対応であるように思われる。じっさい、スウェーデンの人工授精法(1984年)は、精子提供者情報の開示請求権(第4条)を認められる対象者から、本法施行前の精子提供によって誕生した児童を除外する旨を断っている。http://www.senshu-u.ac.jp/School/horitu/researchcluster/hishiki/hishiki db/ivf.reform.8.html

外の余地を認める文言である。生育情報管理制度にコストなどの問題が指摘されれば、たとえ正当であっても「できない」要求として、児童の生育情報の知る権利は失効するかもしれない¹²⁾。また、第8条の「不法に干渉」や「不法に奪われた」という文言に、自身の生育情報管理に対するケアリーバーの現状が適合するかにも疑問が残る。もし、こうした文言も、生育情報管理制度の推進論拠と整合的に解釈するのであれば、それは通常とは異なる解釈を割り当てていることになり、その解釈の妥当性が問われることになるだろう。

(3) [A]-③その他の権利:子どもの成長発達権(学習権)など

その他の権利としては、「子どもの成長発達権」(学習権)や自律権などが考えられる。 前者については、「子どもの権利」と同様の理由でそのままケアリーバーに対して認める ことは難しいだろう。しかし、インケア児童に対するケアワーク(「ライフストーリーワー ク」など)に必要な生育情報収集の根拠にはなりうると考える。自律権などのその他の権 利についても、もっかの主題との関連は今後の検討課題としておきたい。

(4) [B]「権利」(④不利益の回復&⑤不平等の是正)の再解釈

次に、[B] のグループ、つまり新規の「権利」として理解していく方向を検討しよう。そのさい、「権利」概念の再解釈を介することになる。「権利」という基礎概念を定義することは差し控えるが、社会的養護を経た人たちへの特別な対応の必要性を訴える文脈で言及される「権利」概念の中心にあるのは、「不利益の回復」と、「不平等の是正」という二つの発想と言えるだろう¹³⁾。これらは独立の発想ではあるが、多くの場合で相関し、「不平等ゆえに被る不利益を回復してもらうために、不平等を是正してもらう資格」といった意味で「権利」を特徴づけている。そこで、これら二つの発想――④不利益からの救済と⑤不平等の是正――に留意しながら、ケアリーバーへの情報提供制度の論拠になりうるか検討してみよう。

まず、二つの発想ともに訴える特徴づけに対して論点となるのは、社会的養護を経た人たち〈のみが〉(=不平等な仕方で)被る生育情報に関する不利益とは何なのか、である。 少なくともそうした不利益の候補には、三つの類別ができるだろう。

一つは、「(i) 生育情報の欠如によって生じる社会的不利益」である。[事例 2] のように、知的障害を示す証拠が破棄されていたために愛護手帳の受給ができなかった、とか、虐待記録が入手できなかったので告訴ができなかった、といった状況や、さらには、取引先との酒席で自分の出生地についての会話ができなかった、などといった状況もこの類の不利益が生じている状況に含まれうる。

第二には、「(ii) 生育情報の入手に関する障壁」である。施設入所時の家族構成を施設の養育記録に問い合わせなければならない、とか、養育記録が分散されていたので代理人による収集が手間どった、といった、一般家庭で育った人たちには不要なコストをかけな

¹²⁾ この条文は、「出自を知る権利」などの論拠として援用されるが、生殖補助医療などで「やむを得ない事情」ゆえに権利が認められない場合について規定している点も忘れてはならない。前注参照。 13) 「権利」概念自体についての分析は多くの側面からなされるが、権利論の主要な対立は、それ自体

^{19 |}権利」概念目体についての分析は多くの側面からなされるが、権利論の主要な対立は、それ目体を利益とする見方(利益説)と、他者に対する制約をかける力能とする見方(力能説)のあいだでなされてきた。本文における二つの発想と「権利」概念の関連性については、場を改めて精査したい。

ければならないことが挙げられる。

第三には、「(iii) 生育情報の入手不可能性自体がもたらす心理的害」である。生育情報がわからないという事実が当人に与える欠如感や、生育情報を記録してくれる人がいなかったことへの孤独感などである¹⁴⁾。

さて、考えるべきは、以上の三つは、本当に社会的養護を経た人たちに「不平等な仕方で」生じる不利益、つまり、彼ら〈だけが〉被る不利益であるのかである。しかし、非ケアリーバー(一般家庭で育った人)であっても、天災などのたまさかの不幸や自身の手違いにより、生育履歴に関する記録を失い、(i)と同様の不利益を被ることがあるだろうし、生育情報の入手の障壁を被ることもあるだろう。彼らを救済することなく、ケアリーバー〈だけを〉救済する「権利」だとしたら、その根拠は何であるのかを明確にしなければならない。また、(iii)についても、非ケアリーバーが被ることはなく、社会的養護を経た人たち〈だけが〉被る不利益だと言うためには、相応の論拠を示さなければならないだろう。

(5) [B]-④「不利益の回復」についての独立の論点(これのみを重視する対応の問題)

ところで、「不利益の回復」の発想のみによって「権利」を理解した場合はどうだろうか。それは、「社会的養護を経た人たちはその境遇からして、一般家庭で育った人たちにはない多くの不利益をすでに受けている」と考えることで、その不利益の回復的措置として「権利」を認める対応になる。つまり、そうした多くの不当な不利益の回復のために、生育情報の保管に関しては、手厚い保護を受ける権利があるとする対応である。これは「アファーマティブアクション」と一般に称される対応であるが、こうした回復的措置をとるにしても、その妥当性(なぜアファーマティブアクションがなされる必要があるのか)について別途根拠が必要になる。そして、回復的措置の妥当性の根拠を示すには、「不平等」の発想に訴えることになると考える。逆に、根拠を不問にする限り、社会的な権力関係や当座的な民意によって誤った方向や過剰な逆差別に進むことへの危惧が残されている。

(6) [B]-(5) 「不平等の是正」についての独立の論点

また、「不平等の是正」の発想についても、「不平等」の捉え方に曖昧さが残されており、 配慮の仕方を明確にしておく必要がある。

現在、国内の15歳以上の児童数は1617万人超(総務省(2015))であり、18歳未満の未婚の子どもがいる世帯は1209万(内閣府(2013))にのぼる。よって、社会的養護児童の現員数が4万6千人であるのに対し、国内の一般家庭で育つ児童は1617万人超存在している。そこから単純に見積もって、18歳以上の人口でも、非ケアリーバーの数のほうがケアリーバーよりも圧倒的に多いはずである。そうした大多数のうちにも、生育情報に関してケアリーバーと同等の問題を抱える人々が一定数存在するだろう。すると、ケアリーバーへの生育情報制度の論拠となる「権利」は、ケアリーバーに限定したものではなく、1617万人超の児童や、一般家庭で育った非ケアリーバーに対しても認められるべきであるかもしれない。こうした配慮をすると、「不平等」を、一般家庭で育った非ケアリーバーとケ

^{14) (}i) と (iii) は、以下の関係と類比的である。(i') お金がないことによって生じる不利益(ほしい本が買えない)と、(iii') お金がないこと自体がもたらす心理的害(安心できない、希望がない)とである。

アリーバーとの対比で捉える考え方が、不当なことになるだろう。むしろ、争点となる「権利」は、社会的養護のなかにとどまらず、非ケアリーバーも対象に含めた社会制度として認められることが正当なものに思われるからである。

しかし、このように考えていけば、当該の「権利」はケアリーバーと「一部の」ノンケアリーバーだけに認められる事柄ではなく、「すべての」国民に認められる事柄になっていくだろう。というのも、ほぼすべての人は、当人に欠如している生育情報をもつからである(幼稚園のコマ回し大会での自分の順位、4年生の10月1日の給食メニューなど)。その場合、さらに問題となるのは、生育情報の多くは当人や近親者だけでなく、他人との関係性も含んでいるため、記録保管を公的制度として認めることに対して、当人以外の人たちのプライバシーを配慮する必要が生じることである(幼稚園の担任の氏名、通学路沿いの住宅の家族構成、5年生の秋の遠足でのバスガイドの氏名など)。

よって、そうしたかたちの非ケアリーバーへの「権利」を排除するかたちで、かつ、ケアリーバーだけが被る「不平等」の是正措置として、生育情報の記録保管の「権利」を考えていくことが重要になる。

4 暫定的な結論

以上、ケアリーバーのための生育情報管理制度を推進するにあたり、問題の考え方と推進論拠となる「権利」について論点の確認を行った。それを踏まえ、暫定的な結論として私見を提示しておきたい。

まず、生育情報管理制度は、ケアリーバーに多面的に関与しており、いくつかの「権利」に訴えつつ、同時に「権利」概念の中心にある「不利益の回復」と「不平等の是正」という発想を再解釈しながら必要性を示していくことが有効に思われる。一つには、18歳以上の人の「自己情報コントロール権」に訴えることである。つまり、自己情報コントロール権の保障として、また、不平等ゆえに被る不利益の回復措置として、必要性を述べていくことである。第二には、「子どもの権利」の問題として、現員の(インケアの)児童への対応として考えていくことである。また、後者の作業において、「子どもの権利条約」からはいったん距離をとり、「子どもの権利」とは何かを、わが国の制度内の概念として再定義していく作業が重要であろう(c.f. 大江(2004))。それは、「子どもの権利条約」の中に登場する、「子どもの最善の利益」という発想について反省を促すことにもなるからである。重要なのは、「子どもの最善の利益」に〈十分な〉対応ではなく、〈必要な〉生育情報管理に焦点化することである。最善の利益の享受は、当人の自助努力にも依存するのであり、「権利」の保障範囲は、その努力を不当に妨げないことだからだと考えるからである。それは、「最善の利益」を享受するために〈必要な〉情報とは何かを、〈十分な〉情報や〈重要な〉情報と切り離して明示することに貢献するだろう。

また、現在のケアリーバーへの対応は、現状の制度内での対応のなかで行うしかなく、制度改善の問題は、現員の(インケアの)社会的養護児童についていずれ生じうる可能性への対応として考えていくのが適切であろう¹⁵⁾。またそのさい、[事例 1] で見たような、記録保管制度化の管轄外での職員によるボランタリーな対応を排除しないかたちで制度設計を行っていくことも忘れてはならない。「最善の利益」の享受に〈必要ではないが重要な〉情報も、もちろん無視されるべきではないからである。本稿の一つの要点は、そうし

た情報の重要性を、制度化の推進の根拠から切り離しておく意義を強調することにあった。 これはその情報の重要性を否定することとは別のことである。

加文

池上彰(編)(2015),『日本の大課題――子どもの貧困:社会的養護の現場から考える』,ちくま新書. 歌代幸子(2012),『精子提供――父親を知らない子どもたち』,新潮社.

大江洋 (2004), 『関係的権利論——子どもの権利から権利の再構成へ』, 頸草書房.

こどもサポートネットあいち (2013), 「児童記録表の保管に関する調査 I 〔全国児童相談所・都道府県・政令市・設置市への調査結果〕(平成 25 年度 福祉医療機構助成事業)」.

土屋俊・大谷卓史編(2014), 『情報倫理学入門』第 2 版, アイ・ケイ・コーポレーション.

壁谷彰慶(2016a),「ライフストーリーワーク・自己情報・アイデンティティ――出生情報は児童のアイデンティティにどう関係するか」,『信学技報』115:481, 133-138.

-----(2016b),「社会的養護記録の本人開示と保存に関する制度と問題――ケアリーバーに有益な記録管理のためのいくつかの課題」,『信学技報』116:289, 5-8.

厚生労働省(2014),「社会的養護の現状について」.

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_01.pdf ソローヴ、D. (2013), 『プライバシーの新理論――概念と法の再考』, 大谷卓史訳, みすず書房.

才村眞理 (2008), 『生殖補助医療で生まれた子どもの出自を知る権利』, 福村出版.

総務省(2015),「統計トピックス89我が国の子どもの数」.

http://www.stat.go.jp/data/jinsui/topics/pdf/topics89.pdf

内閣府(2015),「平成27年度子ども・若者白書(全体版)」.

http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h27honpen/b1 01 01.html

非配偶者間人工授精で生まれた人の自助グループ (2014), 『AID で生まれるということ 精子提供で生まれた子どもたちの声』、萬書房、

皆川治廣(2002),「情報公開条例に基づいて個人情報が記載された公文書の公開請求を本人が行った場合の公開の拒否(時の判例)」,『法学教室』261,有斐閣,132-133.

-----(2010), 「行政機関保有個人情報の開示請求に関する法的問題点考察」, CHUKYO LAWYER 12, 中京大学法科大学院, 1-19.

(本研究は、JSPS 科研費(15K20914)の助成を受けた成果の一部である。)

-

¹⁵⁾ 具体的な制度設計を考えるさいの課題としては、次のような論点が挙げられる: (1)「開示」と「保存(記録)」のコスト対策やリスク管理を踏まえた制度設計、(2)「開示」についての①「公益との整合性」と「当人の利益性」の基準と②その基準を覆さないための対策の設置、(3)「保存(記録)」についての①「公益との整合性」と「当人の利益性」の基準と②その基準を覆さないための対策の設置、(4)「開示」請求の目的の妥当性の基準、(5)「開示」の範囲と主体の規定、(6)「保存(記録)」の範囲についての規定と「開示を目的とした保存(記録)」の是非の判断(c.f.壁谷(2016b))。